

岩美町災害時等要配慮者支援実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、在宅で生活する障がい者、ひとり暮らしの高齢者及び日常において支援を必要とする者（以下「要配慮者」という。）等が、災害時等において支援を地域の中で受けられるための体制を構築することにより、これらの者が安全、安心に暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要配慮者」とは、岩美町内に住所を有し、在宅で生活する者のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) ひとり暮らしの高齢者
 - (2) 高齢者のみの世帯に属する者
 - (3) 介護保険で要介護（要支援を除く）の認定を受けている者
 - (4) 障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている者
 - (5) 前各号のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者（難病患者、日中において独居の高齢者等）
- 2 この要綱において「地域支援者」とは、地区自治会（自主防災会を含む。）、岩美町民生児童委員、岩美町消防団、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、鳥取警察署、岩美町社会福祉協議会、介護支援専門員をいう。
- 3 この要綱において「支援」とは、前号に規定する地域支援者が第1項に規定する要配慮者に対して行う活動で、次に掲げるものをいう。
- (1) 災害時における避難情報の提供、避難誘導、救出活動、安否確認等
 - (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等

(登録の手続き)

第3条 災害時において避難情報の提供や避難援助を受けようとする要配慮者は、災害時等要配慮者登録届出書（以下「届出書」という。様式第1号）を町に提出するものとする。

- 2 町は、地域支援者等の協力により、要配慮者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。
- 3 町は、原則として提出された届出書を基に、災害時等要配慮者登録台帳（以下「登録台帳」という。）を整備する。ただし、届出がない者についても、第2条第1項に該当する者については登録台帳に記載するものとする。
- 4 町は、登録台帳を地域支援者に提供するものとする。ただし、届出がない者については、緊急時を除き提供しないものとする。

(届出書及び登録台帳の保管)

第4条 届出書及び登録台帳は町が保管し、登録台帳の副本を地域支援者が保管するものとする。

(地域支援者の義務)

第5条 地域支援者は、支援以外の目的で登録台帳を使用してはならない。

- 2 地域支援者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならないものとし、支援をする役割を離れた後も同様とする。
- 3 地域支援者は、登録台帳を厳重に保管するとともに、その内容が関係者以外の者に漏えいすることがないよう適切に管理しなければならない。
- 4 地域支援者は、登録台帳を紛失したときは、速やかに町に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

- 第6条 要配慮者及び地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、災害時等要支援者登録事項変更届(様式第2号)により町に届け出るものとする。
- 2 町は、前項の届出を受けたときは、速やかに登録台帳を整理するとともに、当該地域支援者に連絡するものとする。

(個別支援計画)

第7条 町は、第3条第1項に規定する届出のあった要配慮者の個別支援計画を地域支援者と協力し、作成するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。